

サービス残業
パワハラ・セクハラ
不当解雇

あなたの職場の
「困った！」に
答えます！



相談
無料

問題が深刻化する、その前に

※通話料(ナビダイヤル)は有料です。

労働問題の専門家、社労士が「あっせん」^{*}で解決！

※「あっせん」とは、社労士など労働問題の専門家が労働者・経営者の間に入り、「話し合い」により問題解決をめざす制度です。

おなやみ

しゃろうし

まずは電話相談から...という方は

職場のトラブル相談ダイヤル

受付時間:午前11時~午後2時(平日)

0570-07-4864

対面相談やあっせんを希望する方は

総合労働相談所・
社労士会労働紛争解決センター

0570-064-794

※お近くの都道府県社会保険労務士会につながります。(受付時間は地域によって異なります。)



全国社会保険労務士会連合会
JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEYS' ASSOCIATIONS

社労士 あっせん

携帯・スマートフォンから ▶



従業員の皆さま、こんな問題をかかえていませんか？

- 1 サービス残業が当たり前になっている。
- 2 妊娠・出産が理由で休職を申請したが、職場復帰は難しいと言われた。
- 3 毎日長時間の残業を強いられ、体調に支障をきたしている。
- 4 パワハラやセクハラをされた経験がある。
- 5 会社から説明もなく、給料の引き下げが行われた。
- 6 解雇されたが、解雇理由に不満がある。



費用面の負担が少ない「あっせん制度」

いろいろと
費用と時間
もかかるなあ…



訴訟手続きにかかる
費用に比べて、



これなら安心して
利用できます！



「あっせん」は少ない
費用で済みます！

「あっせん」という解決方法があります！

そこでお勧めしたいのが、労働問題の専門家「社労士」が間に立ち、「あっせん」により納得できる和解を目指して話し合いを進めるという解決方法です。訴訟手続きになる前に、まずは「あっせん」によって解決する方法を考えてみませんか。一度、和解契約が成立した場合には、民法上の和解と同様の効力があります。

「あっせん」による解決の流れ

① 電話

まずはお気軽にお電話ください。個人情報・プライバシーは厳守いたします。

② 対面相談

あなたのお悩みや置かれている状況を、社労士が親身になってお聞きします。

③ あっせん

会社と社員の双方から個別にお話をお聞きし、納得できる和解を目指して話し合いを進めます。

※直接当事者同士で話し合うことはありません。

▶ WEBサイトで解決事例をご覧ください。

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/Portals/0/resources/assen/>

携帯・スマートフォンから ▶

